コミュニティ・ホスピタルと 総合診療医の役割



衣笠病院グループの概要

- ■神奈川県横須賀市(人口約39万人)に立地
- ■横須賀・三浦医療圏(4市1町)は人口約70万人
- ■衣笠病院許可病床198床 <稼働病床194床>
- ■病院診療科 <○は常勤医勤務>
 - ○内科、神経科、小児科、○外科、乳腺外科、
 - 脳神経外科、形成外科、〇整形外科、〇皮膚科、
 - ○泌尿器科、婦人科、○眼科、○耳鼻咽喉科、
 - ○リハビリテーション科、○放射線科、○麻酔科、○ホスピス、東洋医



■病棟構成

DPC病棟(50床)、地域包括ケア病棟(91床)、回復期リハビリ病棟(33床)、ホスピス(緩和ケア病棟:20床)

- ■併設施設 老健(衣笠ろうけん)特養(衣笠ホーム)訪問診療クリニック 訪問看護ステーション 通所事業所(長瀬ケアセンター)など
- グループ職員数750名

【2021年9月時点】





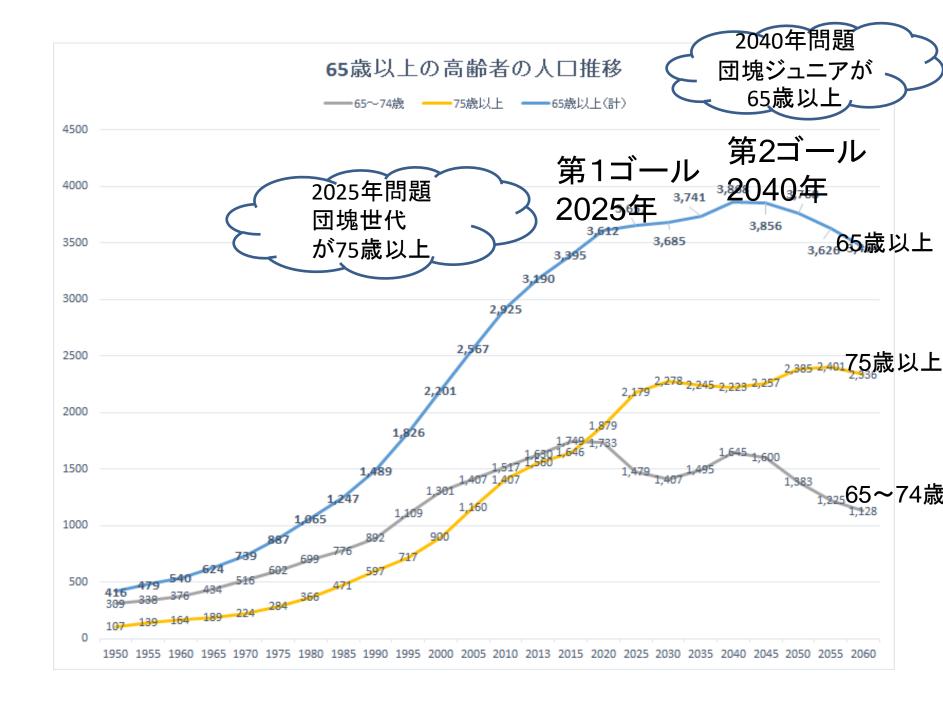
目次

- パート1
 - -ポスト2025年、2040年時代とは
- パート2
 - -地域に求められる「かかりつけ医機能」
- パート3
 - -総合診療医の活躍
- /\u00e4—
 - -コミュニティ・ホスピタルとは

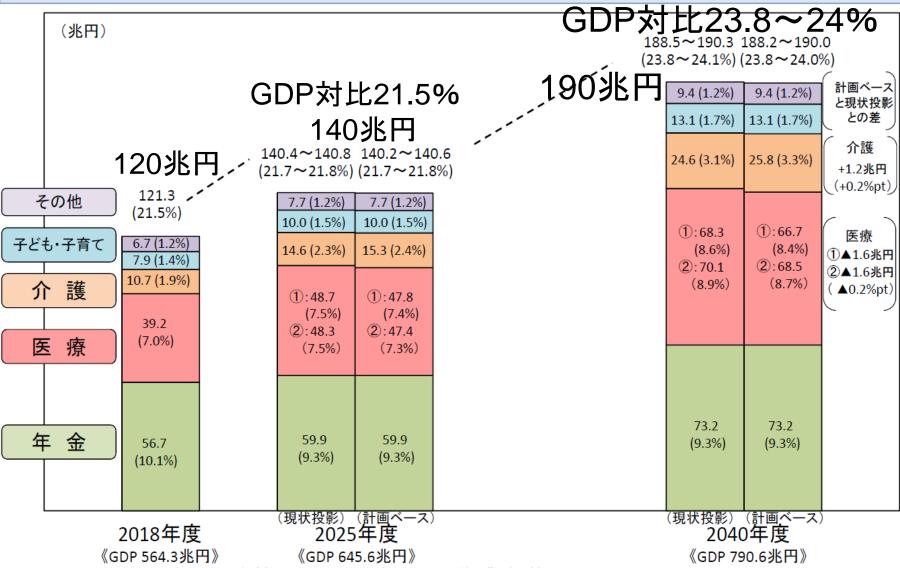


パート1 ポスト2025年、2040年とは





社会保障給付費の見通し (経済:ベースラインケース)

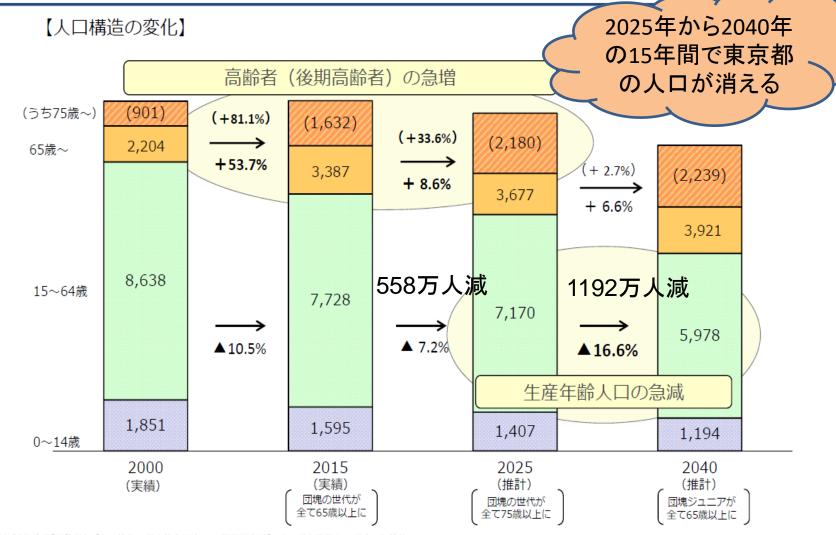


⁽注1)()内は対GDP比。医療は単価の伸び率について2通りの仮定をおいており給付費に幅がある。

⁽注2)「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。「計画ベース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

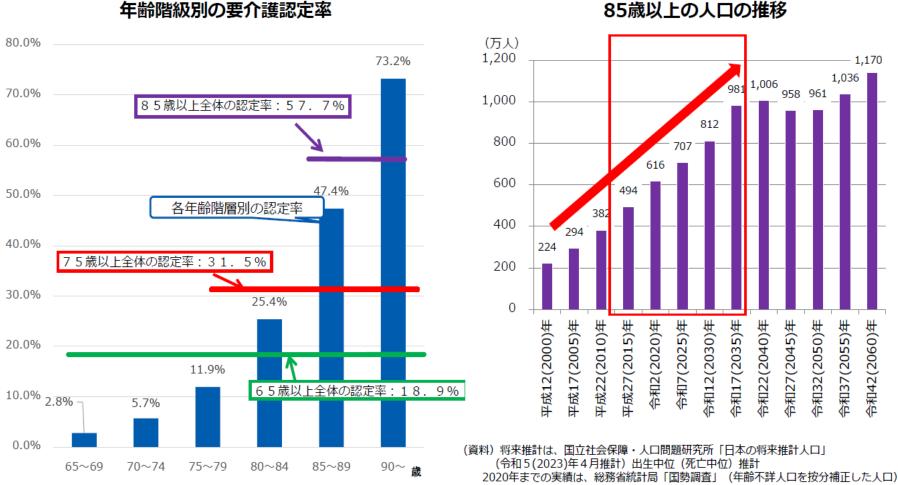
2040年までの人口構造の変化

○ 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。



医療需要の変化④ 医療と介護の複合ニーズが一層高まる

- 要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇し、特に、85歳以上で上昇する。
- 2025年度以降、後期高齢者の増加は緩やかとなるが、85歳以上の人口は、2040年に向けて、引き続き増加が見 込まれており、医療と介護の複合ニーズを持つ者が一層多くなることが見込まれる。



出典:2022年9月末認定者数(介護保険事業状況報告)及び2022年10月1日 人口(総務省統計局人口推計)から作成

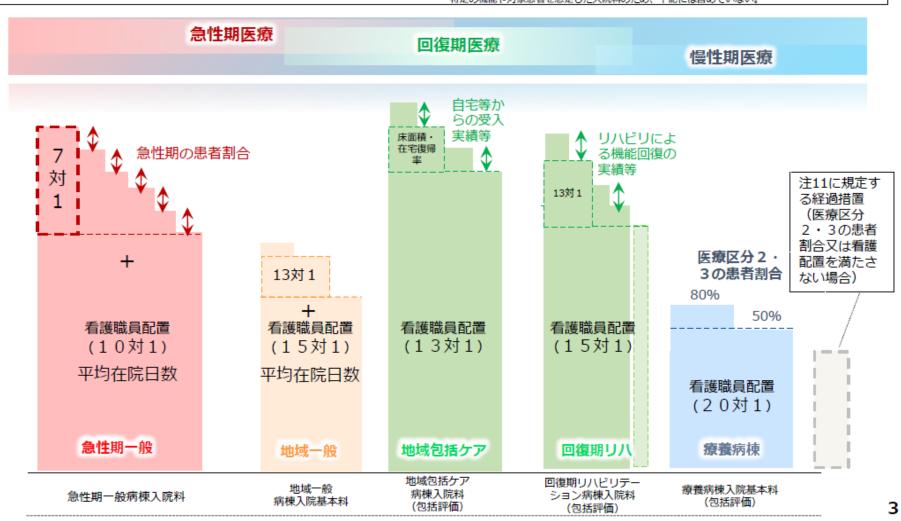
ポスト2025年 急性期病床に 押し寄せる後期高齢者



後期高齢者入院 パンデミックが起 きる。2040年まで 続く・・・

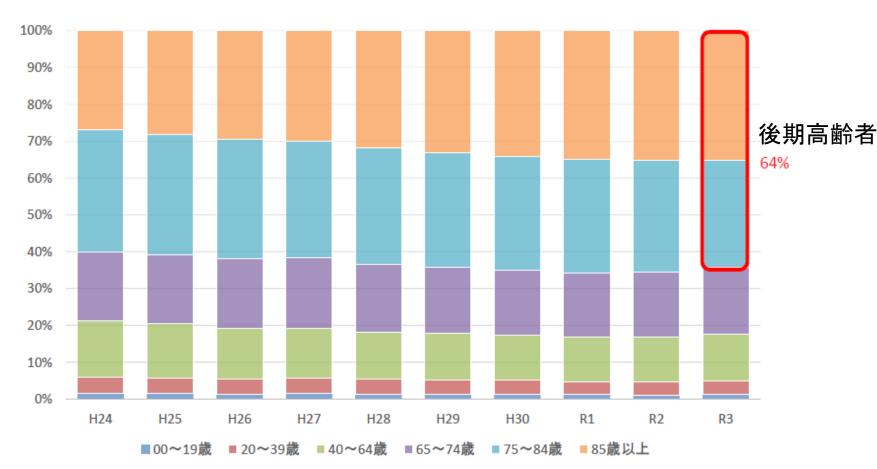
入院医療の評価体系と期待される機能(イメージ)

入院医療評価体系については、<u>基本的な医療の評価部分と診療実績に応じた段階的な評価部分</u>との二つの評価を組み合わせた評価体系としている。
 *** 特定機能病院、専門病院、精神病棟、結核病棟、障害者施設等、その他の特定入院料等については、特定の機能や対象患者を想定した入院料のため、下記には含めていない。



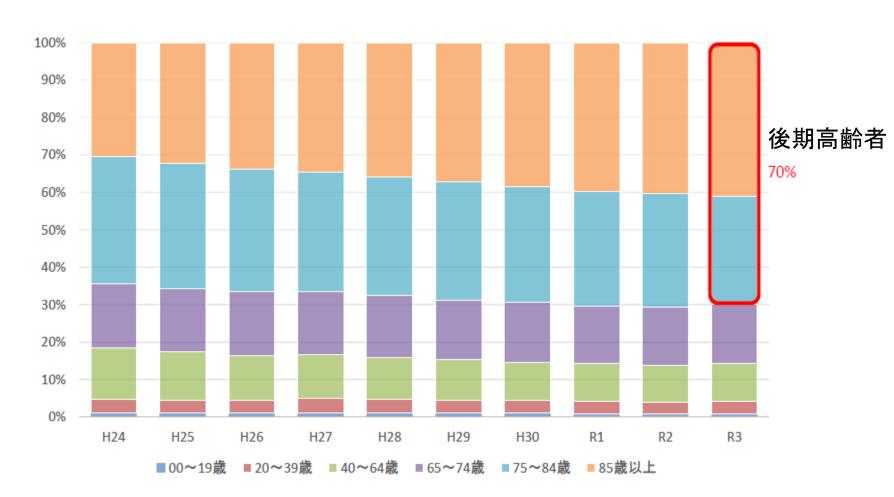
入院患者の年齢構成の推移① (急性期一般入院料)

- 急性期一般入院料を算定する入院患者のうち、65歳以上が占める割合はほぼ横ばいだが、85歳以上が 占める割合は年々増加している。
- 令和3年では、入院患者のうち64%を75歳以上が占める。
 - ■急性期一般入院料の算定回数の年齢構成比 ※H24~H29は7対1または10対1一般病棟入院基本料



入院患者の年齢構成の推移③ (急性期一般入院料4~7)

- 急性期一般入院料4~7を算定する入院患者のうち、75歳以上の高齢者が占める割合は年々増加して おり、特に85歳以上の占める割合が増加している。
- 令和3年では、入院患者のうち70%を75歳以上が占める。
 - ■急性期一般入院料4~7 ※の算定回数の年齢構成比 ※H24~H29は10対1 一般病棟入院基本料



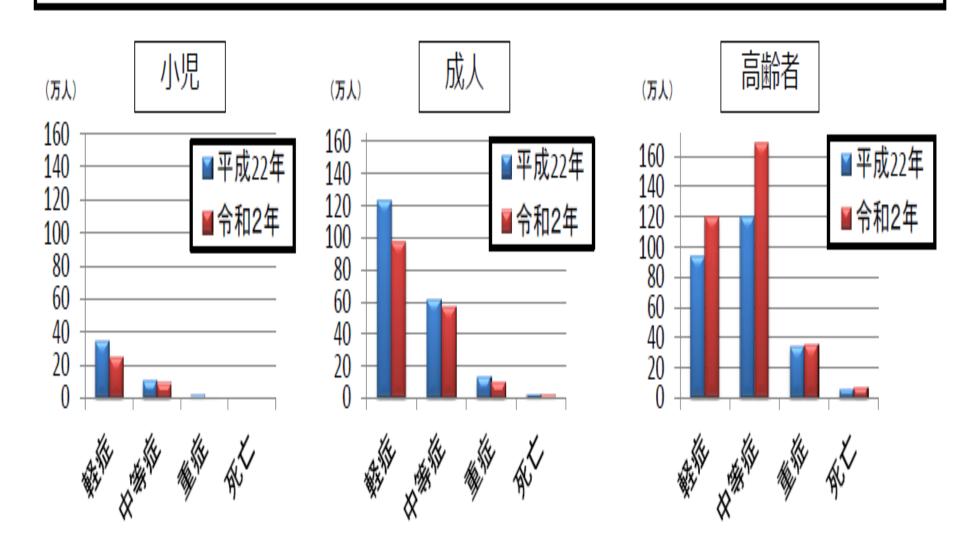
10年前と現在の救急搬送人員の比較 (年齢・重症度別)

第11回第8次医療計画等 に 関 す る 検 討 会

資料

令和4年7月27日

○ 高齢者の人口増加に伴い、高齢者の救急搬送人員が増加し、中でも軽症・中等症が増加している。



介護施設・福祉施設からの入院患者

- DPCデータによると、令和3年度における介護施設・福祉施設からの入院患者は年間66万例ある。
- このうち、急性期一般入院基本料を算定する病棟へ入院する患者が75%を占める。

介護施設・福祉施設からの令和3年4月から令和4年3月までの入院症例

急性期一般病床に 介護福祉施設から の入院66万人

入院料	症例数	各入院料に 占める割合	平均年齢	救急車による 搬送割合	救急入院 割合	死亡割合	24時間 死亡割合	平均 在院日数
全入院料 (入院料問わず)	661,008	100%	85.5	35.2%	52.2%	15.4%	3.1%	20.7
急性期一般入院基本料料1~7	492,744	75%	85.8	36.3%	56.4%	13.1%	2.6%	18.8
急性期一般入院基本料1 (再掲)	291,957	44%	85.3	45.2%	65.1%	12.2%	2.9%	18.1
急性期一般入院基本料2~7 (再掲)	200,787	30%	86.5	23.4%	43.8%	14.3%	2.3%	19.9
特定機能病院入院基本料 (一般病棟)	7,332	1%	78.9	0.4	0.4	0.1	0.0	15.4
地域一般入院料1~3	27,840	4%	86.4	12.8%	24.5%	18.1%	1.5%	23.0
地域包括ケア病棟入院料1~4	48,313	7%	86.8	10.0%	12.2%	19.4%	1.0%	29.6
療養病棟入院基本料	12,052	2%	87.3	2.6%	7.9%	41.7%	2.2%	42.3

特定機能病院入院基本料(一般病棟)は7:1および10:1それぞれを含む。 地域包括ケア病棟入院料は同入院料1~4及び医療管理料1~4を含む。 療養病棟入院基本料は同入院料1~2及び特別入院基本料を含む。

介護施設・福祉施設からの入院患者

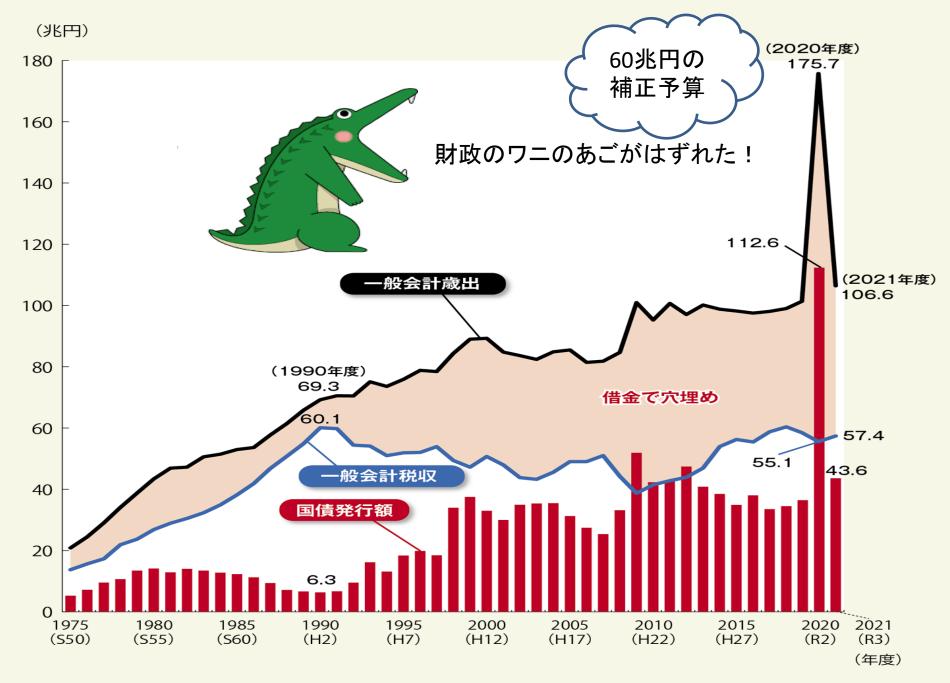
- 〇 介護施設・福祉施設からの入院患者のうち、急性期一般入院料1~7を算定する病棟へ入院する患者の医療資源を最も投入した傷病名の上位50位は以下の通り。
- 〇 誤嚥性肺炎が約14%、尿路感染症とうっ血性心不全がそれぞれ約5%を占める。

NO	ICD10	傷病名	件数	割合 (%)	NO	ICD10	傷病名	件数	割合 (%)
		全入院	492,744	100%	26	I469	心停止,詳細不明	2,706	0.5%
1	J690	食物及び吐物による肺臓炎	70,192	2 14.2%	27	I639	脳梗塞,詳細不明	2,599	0.5%
2	N390	尿路感染症, 部位不明	25,010	5.1%	28	S0650	外傷性硬膜下出血 頭蓋内に達する開放創を伴わないもの	2,486	0.5%
3	I500	うつ血性心不全	22,448		29	K573	穿孔又は膿瘍を伴わない大腸の憩室性疾患	2,447	0.5%
4	J189	肺炎,詳細不明	22,363		30	K562	軸捻(転)	2,379	0.5%
5	S7210	転子貫通骨折 閉鎖性	54	4 3.9%	31	K922	胃腸出血,詳細不明	2,157	0.4%
6	S7200	大腿骨頚部骨折 閉鎖性		3.5%	32	K565	閉塞を伴う腸癒着 [索条物]	2,150	0.4%
7	N10	急性尿細管間質性腎炎 誤嚥性肺炎		2.8%	33	N12	尿細管間質性腎炎、急性又は慢性と明示されないもの	2,129	0.4%
8	U071	2019年新型□ 尿路感染		2.6%	34	I610	(大脳) 半球の脳内出血, 皮質下	2,078	0.4%
9	E86	PT/DAMENWS (AL)		2.1%	35	J90	胸水,他に分類されないもの	1,890	0.4%
10	J159	細菌性肺炎,詳細心不全		1.5%	36	G20	パーキンソン <parkinson>病</parkinson>	1,844	0.4%
11	I509	心不全,詳細不明	162		37	A099	詳細不明の原因による胃腸炎及び大腸炎	1,752	0.4%
12 13	K803 I633	胆管炎を伴う胆管結石 脳動脈の血栓症による脳梗塞	5,602		38	K567	イレウス、詳細不明	1,720	0.3%
	L033	個動脈の血柱症による個便塞 (四)肢のその他の部位の蜂巣炎 <蜂窩織炎>	5,420 4,553		39	K550	腸の急性血行障害	1,684	0.3%
15	J180	(四) 放びての他のおり立の辞来が、(辞商報が) 気管支肺炎、詳細不明	4,100		40	E871	低浸透圧及び低ナトリウム血症	1,667	0.3%
16	K830	双音文师炎, 許和小明 旧管炎	4,043		41	A415	その他のグラム陰性菌による敗血症	1,571	0.3%
17	A419	股血症, 詳細不明	4,034		42	K800	急性胆のうく嚢>炎を伴う胆のうく嚢>結石	1,470	0.3%
18	I634	脳動脈の塞栓症による脳梗塞	3,845		43	M6259	筋の消耗及び萎縮,他に分類されないもの 部位不明	1,458	0.3%
19	G408	その他のてんかん	3,814		44	D65	播種性血管内凝固症候群[脱線維素症候群]	1,415	0.3%
20	K810	急性胆のうく嚢>炎	3,625		45	A499	細菌感染症,詳細不明	1,398	0.3%
21	S3200	腰椎骨折 閉鎖性	2,972		46	D649	貧血, 詳細不明	1,380	0.3%
22	I693	脳梗塞の続発・後遺症	2,854		47	N201	尿管結石	1,364	0.3%
23	N185	慢性腎臓病、ステージ5	2,839		48	N209	尿路結石,詳細不明	1,340	0.3%
24	K805	胆管炎及び胆のうく嚢>炎を伴わない胆管結石	2,784		49	N178	その他の急性腎不全	1,339	0.3%
25	I638	その他の脳梗塞	2,758		50	S2200	胸椎骨折 閉鎖性	1,293	0.3%



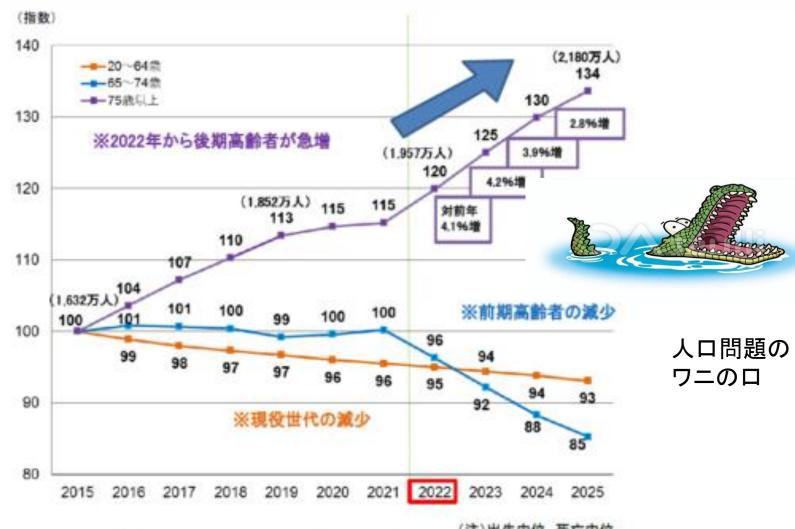
ポスト2025年 国の財政も最大ピンチ





(注1) 2019年度までは決算、2020年度は第3次補正後予算、2021年度は政府案による。 (注2) 2019年度及び2020年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだものである。

年齢区分別人口(日本の将来推計人口・平成29年推計)



(注)出生中位、死亡中位 (出典)年齢区分別人口(日本の将来推計人口・平成29年推計)をもとに健保達が作成

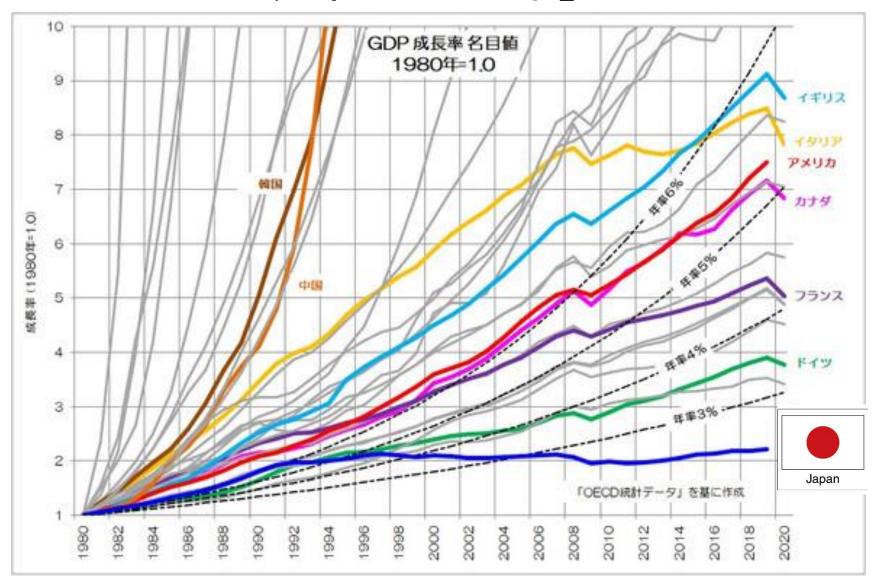
ポスト2025年、2040年 「カネなし、ヒトなし、借金漬け」の 時代・・・





大はやり

GDP成長率 30年間停滞するする日本 「失われた30年」

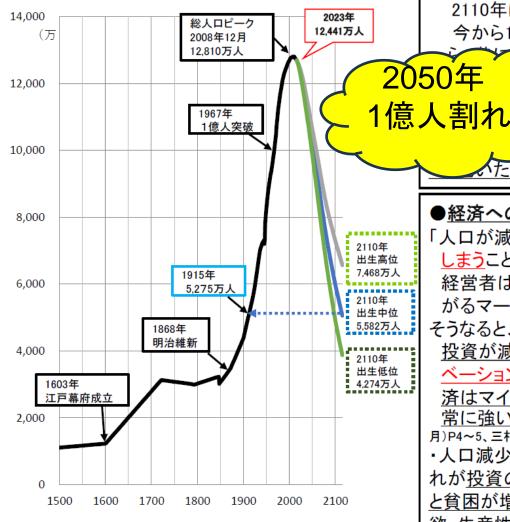


下落する日本の1人当たりGDP 2040年には40位代になる・・・

1990年			2000年			2010年				2020年			
順位	国名	(ドル)	順位	国名	(ドル)	順位	国名	(ドル)	順位	国名	(ドル)		
1	スイス	38,666	1	ルクセンブル	83	1	ルクセンブルク	106,185	1	ルクセンブルク	116,921		
2	ルクセンブルク	33,204	2	日本	34	2	ノルウェー	87,309	2	スイス	87,367		
3	スウェーデン	29,794	3	ノルウェー	67	3	スイス	74,908	3	アイルランド	85,206		
4	フィンランド	28,507	4	スイス	38,007	4	カタール	72,953	4	ノルウェー	67,326		
5	ノルウェー	28,189	5	米国	36,433	5	サンマリノ	64,631	5	米国	63,358		
6	デンマーク	26,922	6	アラブ首長国連邦	34,689	6	デンマーク	58,177	6	デンマーク	61,154		
7	アラブ首長国連邦	26,622	7	アイスランド	31,571	7	オーストラリア	56,360	7	シンガポール	59,795		
8	アイスランド	581	8	デンマーク	30,804	8	スウェーデン	51,869	8	アイスランド	59,643		
9	日本	196	9	カタール	29,914	9	マカオ	50,921	9	カタール	54,185		
10	米国	914	10	スウェーデン	29,252	10	オランダ	50,433	10	オーストラリア	52,905		
11	フランス	22,600	11	イギリス	27,828	11	アイルランド	48,674	11	オランダ	52,456		
12	オーストリア	21,779	12	アイルランド	26,154	12	米国	48,310	12	スウェーデン	52,129		
13	カナダ	21,495	13	オランダ	25,996	13	カナダ	47,513	13	フィンランド	48,786		
14	オランダ	21,002	14	香港	25,578	14	オーストリア	46,757	14	オーストリア	48,593		
15	イタリア	20,691	15	オーストリア	24,589	15	シンガポール	46,569	15	香港	46,657		
16	イギリス	20,668	16	フィンランド	24,347	16	フィンランド	46,392	16	サンマリノ	46,282		
17	ベルギー	20,229	17	カナダ	24,221	17	ベルギー	391	17	ドイツ	46,216		
18	ドイツ	20,174	18	ドイツ	24,009	18	日本	374	18	ベルギー	44,688		
19	オーストラリア	18,866	19	シンガポール	23,793	19	ドイツ	42,042	19	イスラエル	44,181		
20	バハマ	16,076	20	フランス	23,318	20	フランス	42,249	20	カナダ	43,295		
21	カタール	15,446	21	ベルギー	23,303	21	アイスランド	41,623	21	ニュージーランド	41,165		
22	ブルネイ	15,423	22	イスラエル	21,053	22	イギリス	38,738	22	イギリス	40,394		
23	スペイン	13,650	23	パハマ	20,894	23	イタリア	35,658	23	フランス	9		
24	アイルランド	13,642	24	オーストラリア	20,860	24	ブルネイ	35,437	24	日本	9		
25	ニュージーランド	13,363	25	ブルネイ	20,511	25	アラブ首長国連邦	35,076	25	アラブ首長国連邦	1		

人口減少がもたらす影響一「超高齢化」と「縮小スパイラル」

(図)日本の長期的な人口推移



※将来人口は、2023年推計

●人口減少社会とは「超高齢社会」

・現在1億2500万人の日本の人口は、このままいけば 2110年には5000万人を切る。

今から100年前の1915年は同じ人口規模だったのだか だけではないかという意見もある。

> 意見は高齢化の問題を度外視してい 、かならず「高齢化」を伴う。

な高齢化率5%の若々しい国であった れている日本は、高齢化率が40%の た国」である。

●経済への影響

「人口が減るということは国内マーケット規模が減って しまうことを意味する。国内マーケットが減ってしまうと、 経営者はどうするかというと、相対的により収益の上 がるマーケットに設備投資をする。

そうなると、国内への設備投資が減ってしまう。設備 投資が減れば、イノベーションが国内では減る。イノ ベーションが減れば、生産性は減ってしまう。日本経 済はマイナススパイラルに陥ってしまう危険性が非 常に強い。」(出典)内閣府「選択する未来2.0」第1回議事要旨(2020年3 月)P4~5、三村明夫氏発言

人口減少による影響はまず消費需要の低下に表れ、そ れが投資の低下を招き、その結果、進歩は止まり、失業 と貧困が増加。また、高齢化によって、若年層の労働意 欲・生産性が低下し、広範な社会心理的停滞が起きる。

(スウェーデン経済学者、グンナー・ミュルダール)

下り坂の日本、老い縮みゆく日本! 地域から医療介護の灯が消えないよう 守り続けよう・・・



子供子育て予算





防衛予算

パート2 地域に求められるかかりつけ医機能





かかりつけ医機能の制度整備

- 「新経済・財政再生計画 改革工程表2021」(2021年12月23日)
 - 「かかりつけ医機能の明確化と、患者・医療者双方にとってかかりつけ医機能 が有効に発揮されるための具体的方策について検討を進める」
 - 検討期限は2023年度
- 「経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針2022)」
 (2022年6月7日)
 - 「かかりつけ医機能が発揮される制度整備を行う」
- 「第8次医療計画等に関する検討会」
 - かかりつけ医機能について検討(2022年9月9日)
 - 2023年度からの都道府県での第8次医療計画策定に向け、2022年中には一定の 結論を出すスケジュール
- 社会保障審議会医療部会(2022年9月29日)
- 全世代型社会保障構築会議(2022年11月11日)
 - 増田寛也主査「かかりつけ医機能を強化するための制度整備は不可避」
 - かかりつけ医機能の情報開示



かかりつけ医の定義と機能



2023年5月12日

かかりつけ医機能の制度整備などを盛り 込んだ改正医療法が可決成立した

国民 患者へ のわかりやすい情報提供の実現

医療機能情報提供制度の充実・強化について(案)

- ・国民は、医療提供施設の機能に応じ、医療に関する選択を適切に行うよう努めることとされている (現行医療法第6条の2第3項)ことも踏まえ、「かかりつけ医機能」の**定義を法定化**しつつ、 「かかりつけ医機能」に関する国民・患者への<mark>情報提供の充実・強化</mark>を図ることとしてはどうか。
- かかりつけ医機能の定義
 - : 「身近な地域における日常的な医療の提供や健康管理に関する相談等を行う機能」
- ・医療機関は、その有する「かかりつけ医機能」を都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事は、 報告された「かかりつけ医機能」に関する**情報を国民・患者に分かりやすく提供**する。

現在の情報提供項目

- 一 日常的な医学管理及び重症化予防
- 二 地域の医療機関等との連携
- 三 在宅医療支援、介護等との連携
- 四 適切かつ分かりやすい情報の提供
- 五 地域包括診療加算の届出
- 六 地域包括診療料の届出
- 七 小児かかりつけ診療料の届出
- 八 機能強化加算の届出

医療法施行規則の かかりつけ医機能を 医療法の条文に載 せた



今後の情報提供項目のイメージ

例えば、

- ◆対象者の別(高齢者、子どもなど)
- ◆日常的によくある疾患への幅広い対応
- ◆医療機関の医師がかかりつけ医機能に 関して受講した研修など
- ◆入退院時の支援など医療機関との連携 の具体的内容
- ◆休日・夜間の対応を含めた在宅医療や 介護との連携の具体的内容 など、国民・患者目線で分かりやすい ものに見直す。
- ※具体的な項目の内容については、今後、有識者や専門家等の参画を得て、さらに詳細を検討。

改正医療法成立

- 5つのかかりつけ医機能
 - (1)日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能
 - (2)時間外診療を行う機能
 - (3)病状急変時等に入院など必要な支援を提供する機能
 - (4)居宅等において必要な医療を提供する機能
 - (5)介護サービス等と連携して必要な医療を提供する機能

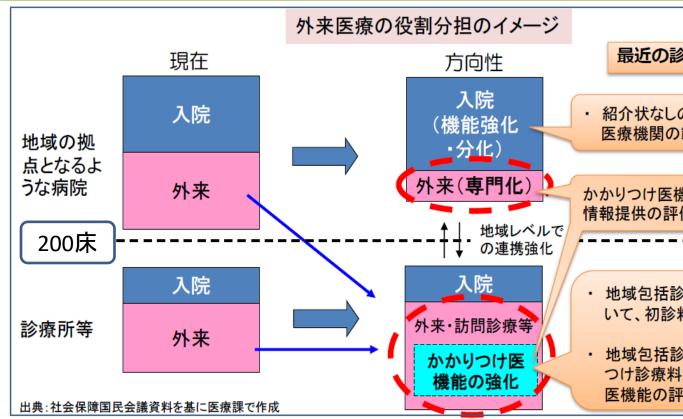


2023年5月12日

外来医療の今後の方向性(イメージ)

社会保障制度改革国民会議報告書(H25年8月6日)抜粋

- 新しい提供体制は、利用者である患者が<u>大病院、重装備病院への選好を今の形で続けたままでは機能しない</u>
- <u>フリーアクセスの基本は守りつつ</u>、限りある医療資源を効率的に活用するという医療提供体制改革に即した観点からは、医療機関間の適切な役割分担を図るため、「緩やかなゲートキーパー機能」の導入は必要
- 大病院の外来は紹介患者を中心とし、一般的な外来受診は「かかりつけ医」に相談することを基本とするシステムの普及、定着は必須
- 医療の提供を受ける患者の側に、大病院にすぐに行かなくとも、<u>気軽に相談できるという安心感を与える医療体制の</u> 方が望ましい



最近の診療報酬改定での主な対応

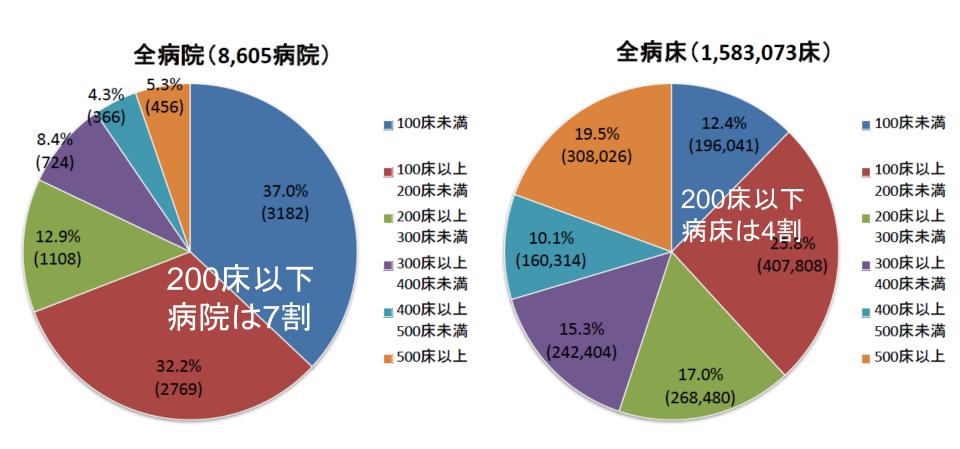
紹介状なしの大病院受診時の定額負担の対象 医療機関の範囲を拡大【平成30、令和2年度】

かかりつけ医機能を有する医療機関等との診療 情報提供の評価を新設【令和2年度】

- ・ 地域包括診療料等を算定する医療機関について、初診料に一定の加算【平成30年度】
- 地域包括診療料等の施設基準や小児かかり つけ診療料の算定要件の緩和等、かかりつけ 医機能の評価の拡充【平成30、令和2年度】

- 全病院8,605病院のうち、100床未満の病院は約4割を占め、100床以上200床未満の病 院は約3割を占める。
- 全病床1,583,073床のうち、100床未満の病院の病床は約1割を占め、100床以上200床 未満の病院の病床は約3割を占める。

病床規模別病院数の割合



200床以下病院に求められる「かかりつけ医機能」



かかりつけ医機能が発揮される制度整備の進め方のイメージ

◆ 年内に医療部会で制度整備の基本的考え方のとりまとめを行い、例えば、以下の ようなイメージで具体的な検討・実施を進めることが考えられる。

医療機能情報提供制度の拡充

- ◆~令和5年夏目途
 - ・今後の具体的な情報提供項目のあり方や 情報提供の方法を検討。
- ◆ 令和6年度以降 2025年4月から
- ・医療機能情報の公表の全国統一化 (都道府県ごとに公表されている医療 機関に関する情報について全国統一 のシステムを導入する)
- ・あわせて、上記の検討結果を踏まえた 報告項目の見直しを反映

かかりつけ医機能報告制度の創設による 機能の充実・強化

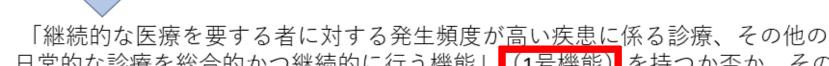
- ◆令和5年度頃
- ▼ 〒和 5 年度頃 2023年度 ・医療法に基づく T良質がつ適切な医療 を効率的に提供する体制の確保を図る ための基本的な方針(告示)」の検討
- ・個々の医療機関からの機能の報告
- ・地域の協議の場における「かかりつけ 医機能」に関する議論
- ◆ 令和8年度以降 2026年度
- ・医療計画に適宜反映
- ※かかりつけ医機能に関する協議について、市町村 介護保険事業計画や医療介護総合確保法に基づく
- 計画との関係性についても検討が必要

2025年4月から かかりつけ医機能報告制度 スタート!



【「かかりつけ医機能報告制度」の医療法上の立て付け】

対象医療機関(特定機能病院・歯科診療所以外の病院・診療所)



日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能」(1号機能)を持つか否か、その内容は何か報告する



対象医療機関(特定機能病院・歯科診療所以外の病院・診療所)

「継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療、 その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能」(1号機能) を持つ医療機関

> ▼時間外の診療▼病状が急変した場合の入院支援、病院等からの 退院支援▼在宅医療対応▼介護連携-などの機能 (2号機能) を 持つか否か、その内容は何かを報告する

報告を求めるかかりつけ医機能「1号機能」

- ○かかりつけ医機能報告を行う対象医療機関は、特定機能病院及び歯科医療機関を除く、病院・診療所とする。
- ○報告を求めるかかりつけ医機能(1号機能)の概要は以下のとおり。1号機能に係る報告事項がいずれも可の場合は、 「1号機能を有する医療機関」として2号機能の報告を行う。

■ かかりつけ医機能報告を行う対象医療機関

特定機能病院及び歯科医療機関を除く、病院・診療所

■ 具体的な機能(1号機能)

継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診 療を行うとともに、継続的な医療を要する者に対する日常的な 診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健 指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合 には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機

■ 医療機関からの報告事項(1号機能)

- 「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内 掲示していること
- かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無、総合診療専門 医の有無
- 17の診療領域*1ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれか の診療領域について一次診療を行うことができること
- 一次診療を行うことができる疾患
- 医療に関する患者からの相談に応じることができること
- ※1 皮膚·形成外科領域、神経·脳血管領域、精神科·神経科領域、眼領域、耳鼻咽 喉循域、呼吸器領域、消化器系領域、肝・胆道・膵臓領域、循環器系領域、腎・泌 尿器系領域、産科領域、婦人科領域、乳腺領域、内分泌・代謝・栄養領域、血液・ 免疫系領域、筋・骨格系及び外傷領域、小児領域
- ※ 上記の1号機能に係る報告事項がいずれも可の場合は、「1号機能 を有する医療機関」として2号機能の報告を行う。
- ※ かかりつけ医機能に関する研修及び一次診療・患者相談対応に関す る報告事項については、改正医療法施行後5年を目途として、研修 充実の状況や制度の施行状況等を踏まえて、改めて検討する。

令和6年7月5日「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会」資料 (例)一次診療に関する報告できる疾患案(40疾患)

個病名	推計外來患 者数 (千人)	工作的原理	
高血圧	590.1	9. 循環器系	
機構症	417.5	16.筋·骨格系及U外傷	
関節症(関節リウマチ、脱臼)	299.4	16. 筋・骨格系及び外傷	
かぜ・感冒	230.3	6. 呼吸器、17.小児	
皮膚の疾患	221.6	1.皮膚・形成外科、17.小児	
糖尿病	210	14. 内分泌・代謝・栄養	
94 <u>m</u>	199.1	16. 筋·骨格系及U外傷、 17.小児	
贴質異常症	153.4	14. 内分泌・代謝・栄養	
下痢・胃腸炎	124.9	7. 消化器系	
慢性腎臟病	124.5	10. 腎·泌尿器系	
がん	109.2	-	
唱息 · COPD	105.5	6. 呼吸器、17.小児	
アレルギー性鼻炎	104.8	6. 呼吸器、17.小児	
うつ(気分障害、疑うつ病)	91.4	3. 精神科·神経科	
骨折	86.6	16. 筋・骨格系及び外傷	
結膜炎・角膜炎・炭腺炎	65	4. 眼	
白内障	64.4	4. 眼	
経内障	64.2	4. III	
骨粗しょう症	62.9	16. 筋·骨格系及U外傷	
不安・ストレス (神経症)	62.5	3. 精神科・神経科	
認知症	59.2	2. 神経・脳血管	
医梗塞	51	2. 神経・脳血管	

伽病名	推計外來應 看数 (千人)	主な診療領域		
統合失調症	50	3. 精神科・神経科		
中耳炎・外耳炎	45.8	5. 耳鼻咽喉、17.小児		
独犯净害	41.9	3. 精神科・神経科		
不整版	41	9. 循環器系		
近視・連視・老眼	39.1	4. 眼、17.小児		
前立腺肥大症	35.3	10. 臂·泌尿器系		
狭心症	32.3	9. 循環器系		
正常妊娠・産じょくの管理	27.9	11. 産科		
O不全	24.8	9. 循環器系		
便秘	24.2	7. 消化器系		
頭痛 (片頭痛)	19.9	2. 神経・脳血管		
末梢神経障害	17.2	2. 神経・脳血管		
HE	17.1	5. 耳鼻咽喉		
延 腕症候群	17	16. 筋・骨格系及び外傷		
更年期障害	16.8	12. 婦人科		
慢性肝炎(肝硬変、ウイルス性肝炎)	15.3	8. 肝・胆道・膵臓		
背血	12.3	15. 血液・免疫系		
乳房の疾患	10.5	13. 乳腺		

※ 一次診療を行うことができるその他の疾患を報告できる記載機を設ける。

出典: 課生労働省令和2年「患者調査」全国の推計外来患者款

ttps://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?stat]r/fid=0000322119845/fileKind=1

【上記例の設定の考え方】

- 一次診療に関する報告できる疾患は、患者調査による推計外来患者数が多い偏病を基に検討して設定する。
- 推計外果患者数が1.5万人以上の傷病を抽出。該当する傷病がない診療領域は最も推計外来患者数の多い傷病を追加。ICD-10中分類を 参考に類似する傷病を統合。
- XXI 健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用、その他の大分類の疾患、歯科系疾患は除く。

報告を求めるかかりつけ医機能「2号機能」

- ○報告を求めるかかりつけ医機能(2号機能等)の概要は以下のとおり。
- ○各報告事項のうち、いずれかが「有」の場合は「当該機能有り」として報告を行う。

■ 具体的な機能(2号機能)

- (1)通常の診療時間外の診療
 - 通常の診療時間以外の時間に診療を行う機能
- (2)入退院時の支援
 - ・在宅患者の後方支援病床を確保し、地域の退 院ルールや地域連携クリティカルパスに参加し 入退院時に情報共有・共同指導を行う機能
- (3) 在宅医療の提供
 - ・在宅医療を提供する機能
- (4)介護サービス等と連携した医療提供
 - 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する機能

■ その他の報告事項

- 健診、予防接種、地域活動(学校医、産業医、 警察業務等)、学生・研修医・リカレント教育等の教育活動等
- 1号機能及び2号機能の報告で「当該機能有り」と現時点でならない場合は、今後担う意向の有無

■ 医療機関からの報告事項(2号機能)

- (1)通常の診療時間外の診療
 - ① 自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況(在宅当番医制・休日 夜間急患センター等に参加、自院の連絡先を渡して随時対応、自院での一定の対応に加えて他医療機関と連携して随時対応等)、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
 - ② 自院における時間外対応加算1~4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況

(2)入退院時の支援

- ① 自院又は連携による後方支援病床の確保状況、連携して確保する場合は連携医療機関の名称
- ② 自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況
- ③ 自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルバスへの参加状況
- ④ 自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況
- ⑤ 特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来 患者数

(3) 在宅医療の提供

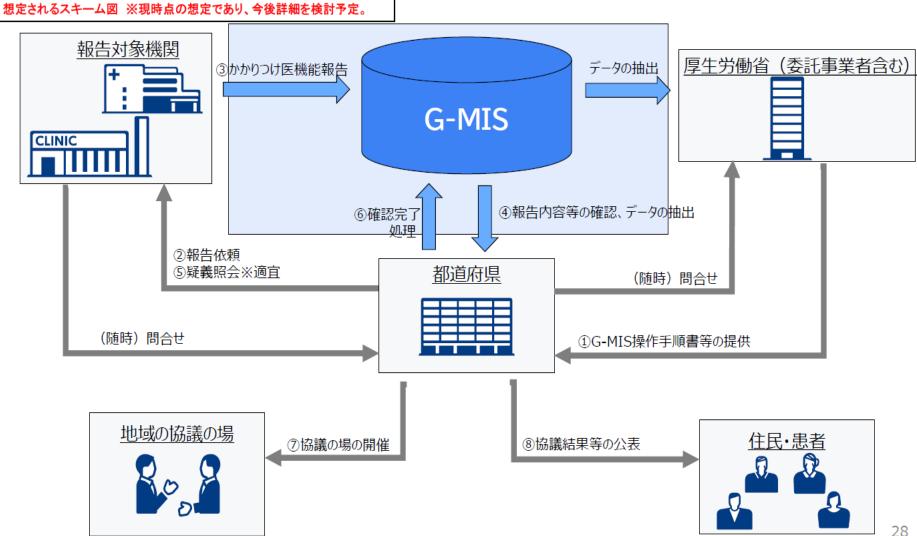
- ① 自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況(自院で日中のみ、自院で24時間対応 自院での一定の対応に加えて連携して24時間対応等)、連携して確保する場合は連携医療機 関の名称
- ② 自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況
- ③ 自院における訪問看護指示料の算定状況
- ④ 自院における在宅看取りの実施状況

● (4)介護サービス等と連携した医療提供

- ① 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況(主治医意見書の作成、地域ケア会議・サービス担当者会議等への参加、介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会設定等)
- ② 介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況
- ③ 介護保険施設等における医療の提供状況(協力医療機関となっている施設の名称)
- ④ 地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況
- ⑤ ACPの実施状況

G-MISを用いた報告関連業務のイメージ(想定)

- かかりつけ医機能報告制度は、医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用して報告対象機関からの報 告業務を実施することを予定している。
- また、報告業務に関しては医療機能情報提供制度と同時期に実施し、業務スキームについても同様のものとして いく想定。



③ 都道府県

の確認

確

認

結

果

മ

報

告

かかりつけ医機能報告の流れ

かかりつけ医機能報告概要

- ○慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- ○都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協 議の場に報告するとともに、公表。
- ○都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果 を取りまとめて公表。



かかりつけ医機能報告 対象医療機関

① かかりつけ医機能の報告

◆継続的な医療を要する者に対す るかかりつけ医機能の有無・内容 (第30条の18の4第1項)

<報告項目イメージ>

- 1:日常的な診療を総合的 かつ継続的に行う機能
- 2:1を有する場合、
- (1)時間外診療、(2)入退院支援、(3)
- 在宅医療、(4)介護等との連携、(5)
- その他厚生労働省令で定める機能



2(1)~(4)等の機能の 確保に係る体制を確認(※)。

(第30条の18の4第2項)

体制に変更があった場合は、 再度報告·確認

(第30条の18の4第4項)

② 報告の内容 (第30条の18の4第7項)

4)確認結果

(第30条の18の4第3項、第5項)

公

表



地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討 (第30条の18の5)



- 具体的方策の例
- ◆地域で不足する機能を担うための研修や支援の企画・実施
- ◆地域の医療機関に地域で不足する機能を担うよう働きかけ
- ◆地域の医療機関間の連携の強化 など

外来医療に関する 地域の協議の場

- ※介護等に関する事項を協議する場合には、市町村の参加を求め、介護等に関する各種計画の 内容を考慮。
- ※高齢者保健事業や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の状況に留意。

※医療機関の報告内容について、実際には体制を有していないことが明らかになった場合は、その機能については都道府県による公表の対象外 医療機関の報告懈怠・虚偽報告等の場合は報告・是正の命令等(第30条の18の4第6項等)

公 ⑦協議結果 表

パート3 総合診療医の活用

地域包括ケアシステムのラストピース



表3:総合診療医に求められるコアコンピテンシー(中核的な能力)

①人間中心のケア

- 患者中心の医療
- 家族志向の医療・ケア
- コミュニケーション

②包括的統合アプローチ

- 未分化な問題、不確実性・複数の健康問題
- 地域を意識したマネジメント
- ▶ 健康増進・予防・リハビリテーション
- > 継続性

③連携重視のマネジメント

- 多職種連携
- 病診連携
- 組織全体のマネジメント(質改善含む)

④地域志向アプローチ

- ▶ 地域の健康福祉行政などへの参画
- > 地域の健康問題への対応

⑤公益に資する職業規範

- 倫理性・説明責任
- ワークライフバランス
- > 教育研究

⑥診療の場の多様性

- > 外来医療
- > 救急医療
- > 病棟医療
- 在宅医療

出典:日本プライマリ・ケア連合学会ウエブサイトを基に作成

専門医の領域、認定・更新 専門医の在り方に関する検討会報告書(平成25年4月22日)より

- ○専門医の領域は、基本領域の専門医を取得した上でサブスペシャルティ領域の専門医を 取得する<u>二段階制を基本</u>とする。
- ○<u>専門医の認定は、経験症例数等の活動実績を要件</u>とし、また、生涯にわたって標準的な 医療を提供するため、専門医取得後の更新の際にも、各領域の活動実績を要件とする。
- ○<u>広告制度(医師の専門性に関する資格名等の広告)を見直し</u>、基本的に、第三者機関が 認定する専門医を広告可能とする。

新たな専門医制度の基本設計

サブスペシャルティ領域 (29 領域)

消化器病、循環器、呼吸器、血液、内分泌代謝、糖尿病、腎臓、肝臓、アレルギー、 感染症、老年病、神経内科、消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、 リウマチ、小児循環器、小児神経、小児血液・がん、周産期、婦人科腫瘍、生殖医療 頭頚部がん、放射線治療、放射線診断、手外科、脊椎脊髄外科、集中治療 19者

19番目の専門 医として2018 年から

総合診療

基本領域 (19領域)

整形外科 救急科 形成外科 産婦人科 放射線科 麻酔科 皮膚科 精神科 リハビリテー 小児科 外科 脳神経外科 病理 耳鼻咽喉科 臨床検査 泌尿器科

総合診療医の専攻医数

	2023	年度	2022年度		
内科	2,855	30.6%	2,915	30.9%	
小児科	526	5.6%	551	5.8%	
皮膚科	348	3.7%	326	3.5%	
精神科	562	6.0%	571	6.0%	
外科	835	9.0%	846	9.0%	
整形外科	651	7.0%	644	6.8%	
産婦人科	481	5.2%	517	5.5%	
眼科	310	3.3%	343	3.6%	
耳鼻咽喉科	203	2.2%	256	2.7%	
泌尿器科	338	3.6%	310	3.3%	
脳神経外科	217	2.3%	237	2.5%	
放射線科	341	3.7%	299	3.2%	
麻酔科	466	5.0%	494	5.2%	
病理	93	1.0%	99	1.0%	
臨床検査	36	0.4%	22	0.2%	
救急科	408	4.4%	370	3.9%	
形成外科	234	2.5%	253	2.7%	
リハビリテー ション科	136	1.5%	145	1.5%	
総合診療	285	3.1%	250	2.6%	
合計	9,325		9,448		



記載が可能になる





SUNY Downstate Medical Center **Department of Family Medicine**

Monthly Schedule

The following monthly schedule is for Family Medicine Residents.

PGY 1

- 1. Community Medicine
- Family Medicine
 Inpatient (2 Months)
- 3. GYN Outpatient
- 4. Internal Medicine Inpatient (2 Months)
- Newborn
- 6. OB Inpatient
- 7. OB Outpatient
- 8. Pediatric Inpatient
- 9. Orthopedics Outpatient
- 10. Fast Track
- 11. Vacation

PGY 2

- 1. Adult ER
- 2. Behavioral Science
- 3. Community Medicine
- 4. Elective
- 5. Family Medicine Inpatient (2 Months)
- Geriatrics
- 7. ICU
- 8. Night Float
- 9. Ophthalmology
- 10. Pediatric ER
- 11. Surgery Inpatient
- 12. Vacation
- 13. Dermatology

PGY 3

- 1. Cardiology
- 2. Community Medicine
- 3. Elective (2 Months)
- 4. ENT Outpatient
- Family Medicine Inpatient (2 Months)
- 6. Night Float
- 7. Orthopedics Outpatient
- 8. Pediatric Outpatient
- 9. Surgery Outpatient
- 10. Urology Outpatient
- 11. Fast Track
- 12. PCMH
- 13. Vacation

Curriculum

The Curriculum

Monthly Schedule

Conference Schedule



家庭医療課のレジデントプログラム

	月	火	水	*	盘	±	B
午前	病棟	新患外来	予約外来	病棟	救急	研修単位	休み
午後	カンファレンス	禁煙外来	訪問診療	カンファレンス	当直明け	休み	休み
夜間	夜間内科当番			夜間診療+当直			



日本に帰国してみたら・・・・



- 1985年「家庭医に関する懇談会」
 - 日本医師会が厚労省主導の家庭医に大反対
 - 医師会はかかりつけ医を主導
- 2004年 新医師臨床研修制度
 - -各診療科のローテーション
- 2018年 新専門医制度
 - -19番目の基本領域に「総合診療専門医」が 位置付けられた

1988年に帰国したが、日本医師会の家庭医構想大反対の中、家庭医の留学経験は全く活かされなかった・・・



nixta in - 36657780

「隠れ家庭医」として地下に潜行

国内の 総合診療医の活躍事例



総合診療医

事例① 過疎地域の 公立病院の地域医療再編への貢献



県立五條病院

- 過疎高齢化が進む奈良県南和医療圏にある3つの公立病院、県立五 條病院(160床)、町立大淀病院(155床)、国保吉野病院(98床) が、2016年4月から地域再編する過程の中で総合診療医が果たした 事例。
- この医療圏では<u>脳出血を起こした妊婦のたらいまわし事件</u>をきっかけとして地域医療の再生が待ったなしの状態だった。
- こうした中、<u>県立五條病院で2013年、従来の内科の枠組みを改変して、へき地医療で豊富な経験を持つ医師3名とレジデント4名で総合診療を実践する総合内科を立ち上げた。</u>
- <u>効果はてきめんで、救急車受け入れ台数は立ち上げ前の2012年(平成24年)と比べて47%、1503件とV字回復をした。</u>
- 地域のニーズをくみ上げた総合内科の取り組みで病院も活性化し、 公的病院の地域医療再編への地ならしとなった。

事例②急性期病院の 在院日数短縮

市立福知山市民病院

- 京都府福知山市にある<u>市立福知山市民病院(354床)</u>は、2008年より<u>総合内科を発足させた</u>。総合内科の発足する前は、<u>同院では呼吸器内科、神経内科、糖尿病内科は非常勤体制</u>であった。このため常勤医不在の診療科の入院患者は非専門の他科の医師が対応していた。
 - 総合内科の発足以後はこれらの非常勤科の入院患者を総合内科の医師が診療することで、入院期間が減少した。
 - 肺炎ではそれまでの21.6日から16.0日へ、脳梗塞では24.2日が19.9日に減少した。
 - また整形外科の高齢入院患者に対して総合内科が内服薬の調整・整理、合併症・既存症の治療に介入したところ、整形外科の入院期間が49.3日から35.6日と大幅に減少した。総合内科が他科とのタスクシェアで在院日数が減少した
- 市立福知山市民病院の近隣にある<mark>国保病院(72床)が経営困難</mark>に陥った。この国保病院を2015年に市立福知山市民病院の分院化したとき、同分院に総合診療医を福知山市民病院より赴任させた。
- この結果、分院は福知山市民病院の後方病床として機能して、本院の平均在院日数が短縮した。また総合診療医が赴任した分院からの訪問診療はそれ以前と比べて月平均で14件から80件以上に増加し、地域包括ケアの推進にも貢献した。

事例③都市部の病院の 地域包括ケア病棟への貢献

- 神奈川県横浜市にあるJCHO横浜保土ヶ谷中央病院(244床)では、JCHO版総合医プログラムの一環として、2015年に総合診療科を設置し総合診療医が赴任した。
- そして2016年に<mark>地域包括ケア病棟</mark>(31床)開設時に総合診療医が同病棟の 担当医となった。それ以来、地域包括ケア病棟で、神経難病、統合失調症 、高次脳機能障害、緩和ケアなど広範囲の疾患を診るようになった
- 2017年に入退院支援部門ができ早期からの入退院支援を行うようになった 。こうした新しいシステムの構築にも総合診療医が看護部と協力して貢献 している。
- また外来においても総合診療医への地域からの外来の紹介件数が年々増加している。



JCHO横浜保土ヶ谷中央病院

事例④中規模病院の 収支改善



あき総合病院

- 高知県安芸市のあき総合病院(270床)に2014年に<mark>総合診療医</mark>が着任した
- 赴任した総合診療医は、いわゆる「なんでも屋」として外来や、救急外来 、当直、入院患者の診療を担当した。
- この結果、<u>総合診療科の入院患者数は当初の年間300人から500人まで増えた。総合診療医は臓器別専門医が苦手とする脱水や発熱、誤嚥性肺炎、関節痛で動けなくなった高齢者、尿路感染、心不全、あるいは診断に苦慮する病状に対する診療を積極的に行った</u>。
- また総合診療医が司会で行う毎朝の入院患者ミーテイングは学生や研修医 に好評だ。こうして2012年の総合診療医の赴任後、救急搬入症例の増加、 研修医を含む若手医師数の増加により、2013年(平成25年)より病院の収 支が黒字化した。

中小病院に総合診療医はなくてはならない存在

【総合診療医】

地域包括ケアシステムの マネージャー





一般社団法人コミュニティ&コミュニティホスピタル協会

- 高齢化社会が進展する日本の医療に必要なのは、「治す」だけの医療ではなく、「治し、支える」医療です。現在、大病院と同様に特定の専門診療科の高度急性期を志向している全国にある5,800の中小病院は、この「治し、支える」医療への転換が必要であると考えています。
- 「コミュニティホスピタル」とは、総合診療を軸に超急性期以外のすべての医療、リハビリ、栄養管理、介護などのケアをワンストップで提供する病院です。
- すでにいくつかの地域では、このコミュニティホスピタルが立ち上がり、地域住民が安心して、自分らしく生活していける環境を作り上げています。
- また、そこで働く医療者にとっても、同じ想いを持った仲間たちと共に、やりがいと成長を得られる職場を提供していきます。

目的

- 1 コミュニティホスピタルの振興を目的とする事業
- 2 コミュニティホスピタルが担う医療を研究し、 開発・普及させる事業
- 3 コミュニティホスピタルを担う医療人材の育成事業
- 4 地域包括ケアを始めとする地域づくりを目的とする事業
- 5 医療人材のキャリア開発、働き方改革に資する事業
- 6 その他法人の目的を達成するために必要な事業 コミュニティの再生、振興、特に地域包括ケアづくりを 目的とする事業

主な機能

- 人材育成/紹介派遣/入職支援(経営担当理事、医師等)
 - コミュニティ・ホスピタルを担う人材の育成、ネットワーク化
- 参加会員の交流、勉強会開催
 - コミュニティホスピタルの経営支援
 - コミュニティホスピタルへの経営参画、継承支援
- コミュニティホスピタルの普及/啓発活動
 - コミュニティホスピタルについての勉強会、セミナー開催、学会発表
 - コミュニティホスピタルについての広報活動全般・
- その他、医療人材のキャリア形成、働き方改革支援
 - コミュニティの再生、振興、特に地域包括ケアづくり 一地域行政への支援、 コーディネート
 - 上記を法人、個人のネットワーク化、育成、コーディネート

理事メンバー

• 代表理事 武藤 正樹

理 事 井野 晶夫

理 事 大石 佳能子

理 事 大杉 泰弘

理 事 亀田 省吾

理 事 草野 康弘

理 事 辻 哲夫

理 事 本田 宜久

監 事 渡辺 明良



株式会社メデイヴァ社長 大石佳能子氏

パートナー病院 募集中!

コミュニティ&コミュニティ協会のパートナー病院

豊田地域医療センター



経営不振の自治体病院であった愛知県豊田市の同病院は、2015年以降、コミュニティホスピタルとして「総合診療医の育成」と「在宅医療を含む地域医療」の2つの柱を軸に再生しました。

水海道さくら病院



茨城県常総市にある水海道さくら病院は、2015年の関東東北豪雨で浸水被害を受けました。そこから奇跡の復活を果たすとともに、コミュニティホスピタルへの転換に取り組んでいます。

同善病院



東京都台東区にある45床の回復期リハビリテーションと総合診療を軸としたクリニック。2022年より在宅医療センターを立上げ。総合診療医の育成も行うコミュニティホスピタルを目指しています。

STORY

同善病院

#()1 東京都台東区 同善病院(45床)



同善病院の歴史

- ・ 東京都台東区の三ノ輪駅の近くにある同善病院
- 当病院の前身となる同善会は、1886年から小学校、保育園として活動を開始
- 1923年の関東大震災の際に、火災を免れた罹災者の救護を 行い、1945年に東京大空襲で東京の大部分が焦土と化した 際は、焼失を免れた園舎で戦災者収容の救護活動
- 同善病院はこれらの流れを受けて、1956年に開設された病院
- 2007年には隣接地に同善会クリニックを開設を経て、現在の回復期リハビリテーション病院と、地域のかかりつけ医として総合内科、リハビリ、整形外科などをみるクリニックの両輪での運営する形態となった。

同善病院の経営危機

- しかし、その後は医師やスタッフの人材確保が安定しない期間が続く。提供できる医療が地域のニーズから乖離していき、経営面でも悪化した。
- その結果、2013年、経営体制の一新を図ることになった。新 しい経営体制のもとでは、リハビリテーション機能の再強化 によって病床稼働を高めることに成功。
- クリニックについても、総合診療医の新院長を迎え入れ地域のニーズに応えられるような診療体制が整い始めた。
- これによって、一定の経営改善を達成。さらなる飛躍に向けてコミュニティホスピタルに転換する準備が始まった。

2022年 コミュニティホスピタルを 目指して再スタート

- 2022年4月、在宅医療の経験のある総合診療医3名 が新たに加入した。
- これにより在宅療養支援支援病院の施設基準を申請。本格的に在宅医療を開始して、コミュニティホスピタルとして再スタートを切った
- 東京には総合診療医を育成する役割を担う医療機関はまだまだ不足している。
- 同善会はC&CH協会と共に総合診療医の育成・輩 出を担うべく、東京におけるロールモデルとなれるように取り組んでいる。



同善病院のスタッフたち

まとめと提言

- •ポスト2025年、カネなし、ヒトなし、借金漬け
- ・病院の7割を占める200床以下病院に 求められるのは「かかりつけ医」機能
- ・コミュニティ&コミュニティホスピタル 協会が目指すのは、総合診療医を中核とした 地域に貢献する病院経営支援
- ・老い縮みゆく日本!、地域から医療・福祉の 灯を消さないように・・・

コロナで変わる 「かかりつけ医」制度

NEW MEDICAL MANAGEMENT

コロナで変わる「かかりつけ医」

制度

社会福祉法人日本医療伝導会衣笠グルーフ相談征 武藤正樹 MUTO MASAKI

C O V I D - 1 9



- なぜ、コロナでかかりつけ 医がクローズアップされた のか?
- なぜ、いまかかりつけ医制 度が必要なのか
- ,発売日:2022/09/22
- 出版社: ぱる出版
 - ISBN: 978-4-8272-1360-7

次のコロナの備えをするのは、今だ!!

- ●なぜ、コロナでかかりつけ医がクローズアップされたのか
- ●なぜ、今かかりつけ医制度が必要なのか
- ●かかりつけ医の制度化に必要なポイントとは何か

一コロナで変わる「かかりつけ医」や「総合診療医」の在り方を 最新情報をまじえてやさしく解説!



総合診療医の活躍 についても扱っています

ご清聴ありがとうございました



日本医療伝道会衣笠病院グループで外来、老健、在宅クリニックを 担当しています。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイ トに公開しております。ご覧ください。

武藤正樹 │検索 │

ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで

muto@kinugasa.or.jp